

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行

坂井郡介護保険広域連合 〒913-8511 三国町水居17-45 (福井県坂井合同庁舎内)
TEL.0776-62-2800 FAX.0776-62-8855 E-mail:s-kouiki@mitene.or.jp

vol. **5**

平成13年8月15日



子ども達の目も真剣です



車椅子体験をしました

介護ふれあい
フェア

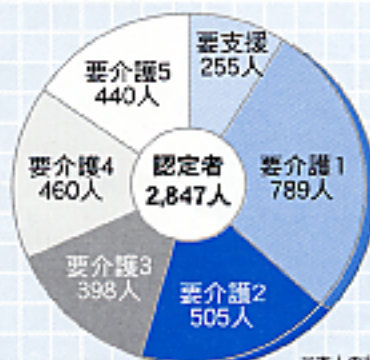
7月8日(日)、
春江町「エン
ゼルランドふれあい」
において、高齢者の
介護を県民全体で支
え合う地域づくりを
目的とした「介護ふ
れあいフェア」が開
催され、たくさん
の人でにぎわいました。

介護保険スタートから1年

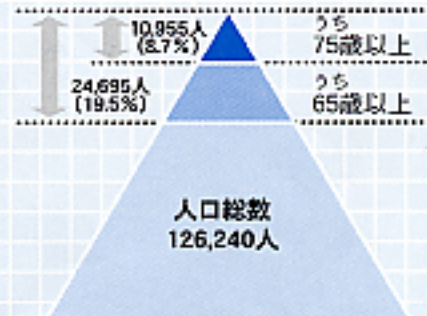
介護保険制度が昨年4月から施行され、介護サービス給付をはじめ、要介護認定や第1号被保険者保険料の賦課徴収など、本格的な事業の推進に取り組んできました。

今回は昨年一年間の実績の一部を紹介します。

■要介護認定者数(H13.3.31現在)



■高齢人口の状況(H13.3.31現在)



※本人の状況により要支援から要介護までの段階に認定されます。

次ページに続く

第五回広域連合議会定例会

第五回広域連合議会定例会
が七月十一日、芦原町議場
において開催されました。

本定例会では、平成十二年
度介護給付費精算に伴う、平
成十三年度介護保険特別会計
補正予算が原案のとおり可決
されました。

また、金津町議会の組織替
えに伴い、山川豊議員が新た
に広域連合議員に加わり、空
席となっていた議会運営委員
並びに議会運営委員長に田嶋
秋弘議員が選任されました。
なお、今回は二名の議員が
一般質問を行いました。

藤岡繁樹議員

① 介護保険施行後、新たに
ホームヘルプサービスを利用
されている低所得の方に、利
用料軽減を実施していただ
きたい。

奈須田広域連合長

① 一定の基準を下回る低所
得者層の実態を調査すると

もに、国の制度見直しの動向
等も参酌し引き続き検討して
いきたい。

後藤詩律子議員

① 認定審査会で、高齢者の
状態像をより明確にするため、
ビデオ、写真等による判定方
法を取り入れてはどうか。

② 「自立支援のための予防プ
ラン」を作成する委員会の設
置について。

奈須田広域連合長

① ビデオ、写真等における
要介護者の実情把握につい
ては、個人のプライバシーを保
護する立場から慎重に検討し
なければならぬ。

② 自立支援対策については、
「坂井郡在宅介護予防事業調整
会議」を活用し、介護予防など、
六町の施策の平準化を進めてま
いりたい。

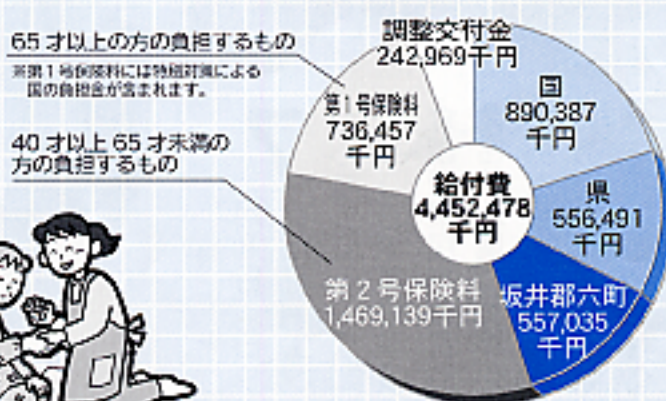


■介護給付費の状況

居宅サービス	958,958千円
施設サービス	3,361,381千円
福祉用具購入費	3,735千円
住宅改修費	17,742千円
居宅サービス計画	96,372千円
高額介護サービス	8,216千円
その他	6,074千円
合計	4,452,478千円

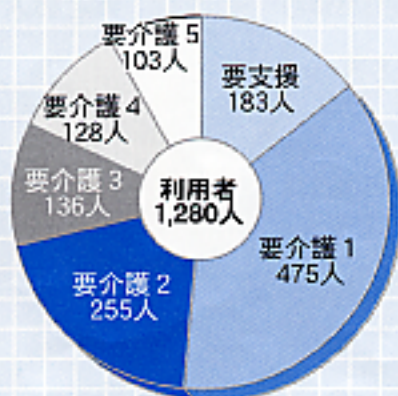
全高齢者一人あたりで換算すると年間
180,298円の介護給付費となります。

■介護給付費の財源内訳(H12年度実績)

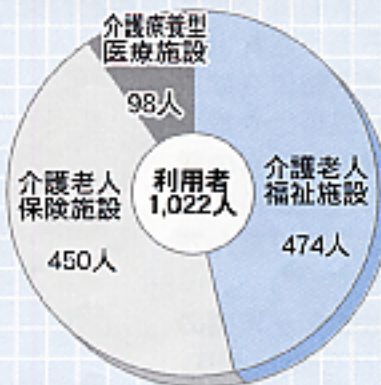


〇〇〇 介護保険スタートから1年 〇〇〇

■ホームヘルプなど居宅サービスの利用状況(H13.3.31現在)



■老人福祉施設などの利用状況(H13.3.31現在)





65歳以上の
みなさん

10月から保険料が満額 (本来の額) 徴収になります

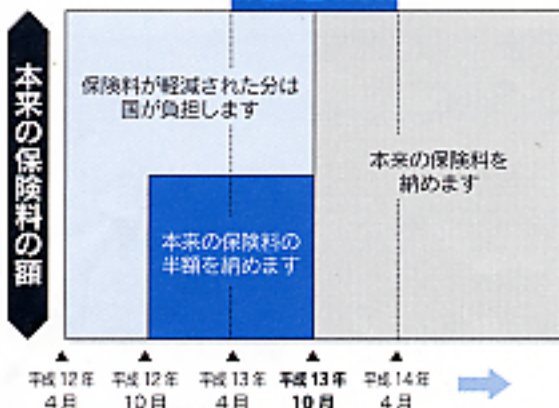
65歳以上のみなさんについては、これまでの制度に慣れていただくため、また、安心して介護サービスを利用いただくために、保険料の負担は、特別対策が実施されていました。

これにより

- 平成12年4月から9月までの半年間は、保険料の負担が必要ありませんでした。
- 平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、本来の保険料の半額となっています。
- 平成13年10月からは、本来の保険料の額を納めていただくこととなります。

介護保険の保険料の決まり方・納め方をご存知ですか？

●平成12～14年度の65歳以上の人の保険料の額



所得段階	対象となる方	平成13年度保険料額(円)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税	14,400円
第2段階	本人・世帯とも町民税非課税	21,600円
第3段階	本人が町民税非課税 (世帯に町民税課税者がいる)	28,800円
第4段階	本人が町民税課税で「合計所得金額」が250万円未満の場合	36,000円
第5段階	本人が町民税課税で「合計所得金額」が250万円以上の場合	43,200円

*上記の金額は年額で算定しています。また、保険料の特別対策を講じた額です。

保険料

介護保険料は、本人や家族の所得段階に応じて個人ごとに決まります。

納め方

保険料の納め方には「特別徴収(年金からの天引き)」と「普通徴収(口座振替などによる個別納付)」の2種類があります。

老齢・退職年金が年額18万円以上の方……

特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※ただし、老齢福祉年金・遺族年金・障害年金については天引きの対象となりません。

老齢・退職年金が年額18万円未満の方……

普通徴収

送付される納付書にもとづいて、保険料を個別に納めます。

8期(7月から翌年2月)に分けて納めていただきます。

年金額が年額18万円以上の方でも、次のようなときは普通徴収で納めます。

- ・年度の途中で65歳になったとき
- ・年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- ・年度の途中で保険料額や年金額に変更があったとき
- ・平成13年4月1日時点で年金を受けていなかったとき
- ・社会保険庁等からの特別徴収対象者リストに情報がなかったとき など

☆平成12年度途中で65歳到達あるいは転入した方で年金年額が18万円以上ある方がおられます。この場合、7月・8月・9月は普通徴収となり、10月以降特別徴収(年金天引き)に切り替わります。*年金の種類やその他の理由により特別徴収に切り替わらない方もあります。

☆非年度と保険料の段階が上がった場合には、特別徴収と普通徴収の両方で保険料を納めていただきます。年額の保険料は変わりません。

Q1

お問い合わせから



Q1 病気になるれば、旅先でも医療を受けることができますが、介護保険も数ヶ月滞在や長期旅行先でも現地のサービスを受けることができますか？

A 介護保険でも数ヶ月の滞在や長期旅行での旅先などにおいて、介護サービスを受けることができます。詳しくは、現在担当しているケアマネージャー（介護支援専門員）にご相談ください。

Q2 耳が不自由になってきて、補聴器が必要となってきました。補聴器も介護保険でなんとかなりませんか？

A 介護保険制度では補聴器に対する助成はありませんが、補装具給付事業（役場福祉担当課）において助成が受けられます。この事業は、聴覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方が対象となります。詳しくは、役場福祉担当課にお問い合わせください。

Q3 なぜ保険料を年金から天引きするのですか？

A 高齢者の保険料は、年金をはじめ給料や事業による所得など、そのすべての収入をもとに、所得に応じて無理のない負担となるよう五段階に決定されます。

そこで、保険料を納める手間を減らして、できるだけ納め忘れないよう、基本的に年金の額が月額一万五千円以上ある方は、年金から納めていただくことになっているのです。

痴呆を予防しよう

年を重ねていくと、誰でも耳が遠くなったり、目がかすんだり、足腰が弱くなったりしてきます。脳も例外ではなく、痴呆も脳の機能の老化によって現れるひとつの病気です。

寝たきりの原因の約一割が痴呆です。痴呆を予防するために、楽しめるスポーツや新しい趣味、あるいは、昔の趣味に再チャレンジしてみましょう。



痴呆を防ぐワンポイントアドバイス

感性を磨こう

- ・趣味を持ち、心身とも思いっきりリラックスしよう。
- ・周りのいろいろな事に興味、関心を持ち感性を高めよう。

体を動かそう

- ・脳は、複雑な神経伝達をすればするほど、より多くの刺激を受けるので、少しでも体を動かし、特に指先を使った体操や趣味を楽しもう。

バランスのとれた食事を心がけよう

- ・緑黄色野菜や果物を摂ろう。緑黄色野菜や果物は抗酸化物食品と言われ、脳の老化を防ぎます。例えば、ブロッコリー、かぼちゃ、ほうれん草、リンゴ、オレンジなど。
- ・ご飯を食べよう。ご飯の主成分は糖質（脳の元気の素）で脳へ急速に補給される。

宮崎美子の
みんながほっと介護保険！！

FBCラジオ

毎週土曜日 11:30～11:40

— 放送中 —

納期は「
納めたい月」。

便利で納め忘れの
ない口座振替をおす
すめします。

第8期 2月25日

第7期 1月25日

平成27年

第7期 12月25日

第6期 11月26日

第5期 10月25日

第4期 9月25日

第3期 8月27日

第2期

介護保険料の
納期限は